

高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金【Q&A】

1 対象病院(補助金の対象となる病院)の登録について	
Q1	事業者の本社が県外にある場合、「対象病院」として登録することはできますか。
A	法人所在地が県外の場合も、県内で開設している病院は、対象病院として登録できます。
Q2	登録はいつまでに申請すればよいですか？
A	登録申請はいつでも可能ですが、登録されるまでは、補助金の交付申請の受付ができませんのでご注意ください。
Q3	登録した場合、必ず毎年度採用募集をしなければなりませんか？
A	対象病院に登録した場合は、毎年度、薬剤師を正規雇用で採用するための活動を行う必要があります。翌年度の採用活動を行う予定がなくなった場合は、登録の取消しを届け出てください。再度、採用活動を行うことになり、登録を受けようとする場合は、あらためて登録申請してください。
Q4	登録の有効期間(3月31日まで)が失効したら、再度の申請をする必要がありますか？
A	登録の失効までに登録の取消しの申し出がない登録病院については、登録の有効期間が毎年1年間ずつ自動更新されますので、再度申請する必要はありません。 ただし、対象病院の要件を満たさなくなったとき、登録の取消しを求めるとき、又は登録内容(病院の名称や所在地など登録内容、奨学金返還支援制度の内容又は教育プログラムの内容等)に変更があったときは速やかに届け出てください。
Q5	登録された「対象病院」は公表されますか？
A	登録された対象病院は、県ホームページで公表します。
2 支援対象者(奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師)について	
Q6	支援対象者の要件である既卒者の説明で「県内で薬剤師として勤務したことのない者」とは、どの範囲までを指しますか？
A	薬剤師免許を取得後に、県内の以下の事業所で勤務したことのない方を指します。 ・医療施設(病院、診療所) ・薬局 ・介護保険施設(介護老人保健施設、介護医療院) ・医薬品関係企業(医薬品製造販売業・製造業、医薬品販売業) ・衛生行政機関又は保健衛生施設
Q7	高知県外の出身者でも支援対象者になりますか？
A	出身地は問いませんので、支援対象者になります。
Q8	県外在住者が県内の対象病院に勤務する場合、支援対象者になりますか？
A	住所地が県外の場合も、支援対象者になります。
Q9	現在、県外のグループ病院に薬剤師として勤務しており、病院内の転勤により県内の対象病院で勤務する場合、支援対象者になりますか？
A	県外のグループ病院からの転勤による勤務の場合は、自分の意思で対象病院での勤務期間を決めることが困難なため、支援対象者になりません。
Q10	補助対象期間中に、同一の補助事業者が経営する、他の対象病院に転勤した場合、支援対象者になりますか？
A	転勤先も対象病院として登録されている場合に限り、支援対象者として補助は継続されます。

Q11 対象病院で勤務しながら、他の施設でも勤務する場合、支援対象者になりますか？	
A	原則、補助事業者の対象病院で勤務することを支援対象者の要件としていますが、以下の場合、兼務や出向が認められます。 また、兼務は、対象病院での勤務が勤務時間の2分の1を超えている必要があります。 ・学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第2項に基づく学校薬剤師の業務 ・薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局に係る業務 ・市町村が開設する休日診療所に係る業務 ・県内の他病院への出向など特に知事が必要と認めた業務
Q12 雇用形態はパートや嘱託職員でも支援対象者になりますか？	
A	支援対象者にはなりません。正規雇用の職員のみが支援対象者となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に相談ください。
Q13 支援対象者が補助対象事業終了後に、引き続き対象病院で勤務が必要な「通算の補助対象期間の2分の1以上の期間」はどのように算定しますか？	
A	通算の補助金の交付を受けた期間を、年単位又は月単位で1/2して算定します。 (例1) 6年間、交付を受けた場合 6年×1/2＝3年 (例2) 5年6ヶ月間、交付を受けた場合 66ヶ月×1/2＝33ヶ月＝2年9ヶ月 (例3) 3年3ヶ月間、交付を受けた場合 39ヶ月×1/2＝19.5ヶ月＝20ヶ月＝1年8ヶ月
3 教育プログラムについて	
Q14 知事が認める教育プログラムとはどのようなものですか？	
A	厚生労働省が示す薬剤師臨床研修ガイドラインに沿って構成された研修プログラムを指します。
Q15 教育プログラムの受講が必要な期間はいつまでですか？	
A	補助対象期間中、補助事業者は支援対象者に必ず受講させていただく必要があります。 なお、実績報告時に受講状況が確認できる書類を提出していただきます。
4 補助対象経費について	
Q16 補助対象経費となるのはどのような経費ですか？	
A	補助事業者が、奨学金返還支援制度を設け、補助対象期間中に支援対象者に対して奨学金返還を支援するために給付する手当等が補助対象経費となります。 補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合も補助対象経費となります。
Q17 対象となる「奨学金」はどのようなものですか？	
A	対象となる「奨学金」は、次の返済義務のある貸与型の奨学金が対象になります。 ○ 日本学生支援機構第1種奨学金(無利子)又は第2種奨学金(有利子) ○ 土佐育英協会又は県内市町村が貸し付ける奨学金 ○ 日本学生支援機構ホームページ掲載の奨学金事業実施団体による貸与型奨学金 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)、生活福祉資金(教育支援資金) ○ その他知事が認める貸与型の奨学金 ※対象外の奨学金の要件 × 県、県内市町村又は企業等が貸し付ける、卒業後の特定分野の従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除の規定を有する奨学金 × 保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」
Q18 複数の団体から奨学金を借り入れている場合、補助対象経費はどのようになりますか？	
A	補助対象の奨学金であれば、借入先の数は関係なく、補助事業者が支援した額が補助対象経費となります。

Q19	補助事業者の奨学金返還支援制度により、既に奨学金返還の支援のための手当等の支給を行っている場合、交付申請前に行った手当等の支給は対象経費となりますか？
A	交付申請前に行った支給については対象経費になりません。補助金の交付決定の日の属する月以降に支給した手当等が補助対象経費となります。
Q20	高知県が実施する他の奨学金返還制度との併用は可能ですか？
A	本県が実施する他の奨学金返還補助と併用して受けることはできません。
Q21	県内の市町村が独自で行っている奨学金返還制度と併用は可能ですか？
A	県内市町村が独自で行っている奨学金返還支援制度と併用受けることができます。 ただし、返還支援額が返還額を超えないようにする必要がありますので、他の支援制度で受け取る額を確認させていただきます。 ※ 他の地方公共団体や企業等の規定で県の補助金との併用を不可としている可能性がありますので、ご利用を検討されている団体等の補助制度を確認してください。
Q22	奨学金を繰上償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか？
A	奨学金を繰上償還する場合、補助対象期間(月数)に月額の限度額を乗じた額を上限に補助します。 交付申請書に添付する「奨学金返還支援事業計画書」の「補助対象経費」には、繰上償還予定額を含めて記載してください。
Q23	補助対象期間は最大6年間ですが、10月から支援を開始し補助金の交付を受ける場合、いつまで交付を受けられますか？
A	交付決定を受けた日の属する年度から起算して6年間となるため、令和7年10月から補助金の交付を受ける場合、令和13年3月まで交付を受けることができます。 ただし、交付申請書は、毎年度、提出する必要があります。
Q24	支援対象者が産前・産後休暇、育児休業を取得し、奨学金の返還期限が猶予された場合、どうなりますか？
A	猶予期間は、奨学金を返還していないことから、補助対象外になります。 ただし、産前・産後休暇、育児休業その他知事が認める事由により、補助事業者が1年以上、支援を中断する期間については、通算の補助対象期間の最大6年間から、年単位(1年を満たない期間は切り捨て)で延長することができます。
Q25	支援対象者が奨学金の返還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか？
A	正当な理由なく奨学金の返還を滞納した場合は、その時点で補助を打ち切ります。 滞納した場合は、速やかに県に報告のうえ、変更承認申請書又は廃止承認申請書(支援対象者が1名の場合)を知事に提出し、承認を受ける必要があります。 なお、この場合の補助対象期間は、対象病院勤務期間の3分の2以下となり、既に交付した補助金の一部の返還を求める場合があります。 対象病院勤務期間 補助対象期間
Q26	支援対象者が県外勤務となった場合、補助金の交付を受けることはできますか？
A	支援対象者が県外勤務となった場合は、補助事業は打ち切りになります。 その場合、第6号様式変更承認申請書又は第7号様式廃止承認申請書(支援対象者が1名の場合)を提出し、知事の承認を受ける必要があります。 なお、この場合の補助対象期間は、対象病院勤務期間の3分の2以下となり、既に交付した補助金の一部の返還を求める場合があります。

Q27 補助対象期間中に支援対象者が離職する場合、補助金の交付を受けることはできますか？

A 補助対象期間中に対象病院を離職する場合には、補助事業は打ち切りになります。その場合、変更承認申請書又は廃止承認申請書(支援対象者が1名の場合)を知事に提出し、承認を受ける必要があります。なお、この場合の補助対象期間については3分の2以下になります。

Q28 補助金の交付を受けた後、通算の補助対象期間の2分の1未満の期間中に、支援対象者が離職した場合、それまでに受けた補助金を返還する必要がありますか？

A 補助対象期間後、補助対象期間の2分の1以上の期間(例:6年の場合、 $6年 \times 1/2 = 3年$ のため、9年間)補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務しなかった場合、原則として、支援対象者の勤務期間等に応じてそれまでに受けた補助金の全額又は一部返還を補助事業者に求めることになりますのでご注意ください。

Q29 補助金の交付を受けた後、通算の補助対象期間の2分の1未満の期間中に、支援対象者が離職した場合の補助金の返還額はどのように算定されますか？

基本的な算定の仕方は次の例のとおりです。

ただし、実際に返還を求める金額等については、離職理由等により異なる場合があります。

(例) 月3万円を6年間支援したが、8年後に離職した場合

勤務が必要な期間 $6年 \times (1 + 1/2) = 9年$

本来の補助対象期間 $X年 \times (1 + 1/2) = 8年$

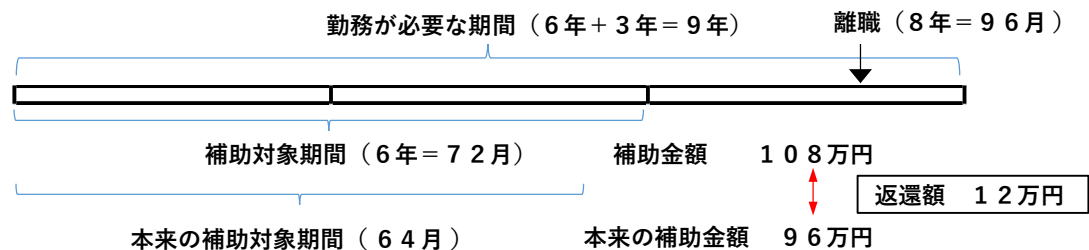
" (月換算) $X月 \times (1 + 1/2) = 96月 \Rightarrow X月 = 96月 / 1.5 = 64月$

・県から病院への補助金額 $3万円/月 \times 12月 \times 6年 \times 1/2 = 108万円 \cdots (A)$

・本来の補助金額 $3万円/月 \times 64月 \times 1/2 = 96万円 \cdots (B)$

・返還額 $(A)108万円 - (B)96万円 = 12万円$

A



Q30 対象病院の奨学金返還支援制度規程等に基づき、補助事業者が支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合、それまでに受けた補助金を返還する必要がありますか？

A 支援対象者から返還を受けた手当金等に、補助事業者が交付を受けた当該補助金相当額が含まれる場合は、返還を受けた手当金等のうち補助金相当額の返還が必要ですので、速やかに県に報告をお願いします。

ただし、返還を受けた時点で、補助対象期間の2分の1以上の期間、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務していなかった場合、補助対象期間が3分の2以下となるため、支援対象者から返還を受けた額にかかわらず、それまでに受けた補助金の一部返還を補助事業者に求めることになりますのでご注意ください。

5 交付申請手続き等について

Q31 支援対象者の奨学金の返還が10月から始まります。10月から手当等の支給を開始する場合、交付申請はいつまでに必要ですか？

補助対象期間は、支援対象者が補助事業者から奨学金返還の支援のために支給を受ける最初の月から最後の月までの期間です。

A 10月から手当等の支給を開始する場合は、支給開始月である10月中に交付決定を受ける必要があるため、交付申請は、前月の9月中にお願いします。

交付決定手続きには時間を要しますので、余裕をもった申請をお願いします。

Q32 翌年度も引き続き、補助を受けるためには、交付申請が必要ですか？		
A 補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、交付申請が必要です。翌年度の4月から手当等を支給する場合は、4月中に交付決定を受ける必要があるため、交付申請は、前月の3月中にお願いします。交付決定手続きには時間を要しますので、余裕をもった申請をお願いします。		
Q33 申請書等に押印は必要ですか？		
A 申請書には押印は不要ですが、誓約書には押印が必要です。		
Q34 納税証明書はどこで発行が受けられますか？		
A 県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。		
県税事務所	所在地	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1-4-36(安芸総合庁舎)	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	088-866-8500
中央西県税事務所	高知市丸の内1-7-52(高知県庁西庁舎)	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24(須崎総合庁舎)	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通19(幡多総合庁舎)	0880-35-5972
Q35 県税完納情報に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)は、何を提出したらよいですか。		
※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式をご提出ください。 ※2: 申請者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。 申請者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。 (注) マイナンバーカードは、表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可。)、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。		
Q36 申請書の様式や記載例はありますか。		
A. 高知県薬務衛生課のホームページに掲載しています。 A 県ホームページのトップページ→「高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金」で検索 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024080900058/		

6 補助事業の実績報告等について		
Q37 実績報告書は、いつまでに提出が必要ですか？		
A 各年度の補助対象期間終了の日から30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。		
Q38 実績報告書の提出の際、支援対象者が実際に奨学金を返還していることを証明する書類を添付する必要がありますか？		
A 提出書類としては求めていませんが、必ず毎年度、補助事業者において支援対象者が計画どおりに返還していることの確認をお願いします。 なお、補助事業の遂行状況を確認させていただく際、必要に応じて、奨学金の返還を確認できる書類を確認させていただくことがありますので、関係書類を保管してください。		
Q39 6年の補助事業終了後、支援対象者が引き続き9年間勤務した場合、書類の提出が必要ですか？		
A 6年の補助事業終了後、補助対象期間の2分の1以上の期間(6年+3年=9年)、補助事業者の対象病院で勤務する要件を満たすことから、事業完了報告書を提出してください。		